

■ 預金取扱金融機関向け 民法改正実務セミナー

「包括代理」が、消える。 成年後見・遺言の大改正と金融実務

後見・保佐は「補助」に一元化

令和8年法律第45号

全40頁

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊 雅之

本日も話している内容

第1

改正の背景

なぜ26年ぶりの大改正なのか。数字で見る現状と4つの立法事実。

第2

法定後見と任意後見の再編

後見・保佐の廃止。3つの審判、特定補助人、補助人の規律、手続、任意後見。

第3

窓口・事務への直撃

登記事項証明書、代理人届、与信、犯収法の本人確認、高齢顧客保護。

第4

遺言・相続実務

保管証書遺言と相続預金払戻し。特別の方式、押印の廃止、信託業務。

第5

準備

施行3段階、経過措置、附帯決議、部門別チェックリストと想定Q&A。

まとめ

本日の要点

肩書ではなく審判で判断する／早いのは遺言／重いのはシステム。

改正を貫く一つの転換 — 「まるごと」 から 「必要な分だけ」 へ

FROM

後見人が包括的に代理・取消し



TO

必要な行為だけ個別に権限を付与

1

法定後見

後見・保佐を廃止し「補助」に一元化。必要がなくなれば終了できる。

2

任意後見

監督人なしも可。補助との併存を許容。効力発生は審判時に。

3

遺言

PCで作り法務局が保管する保管証書遺言を創設。押印は不要に。

4

金融実務

「後見人＝包括代理」の前提が消滅。審判の範囲を個別に確認する。



POINT 施行は公布（令和8年6月24日）から2年6月以内。政令で定める日から、後見・保佐という選択肢は無くなる。

改正は、法務部門だけの話では終わらない

窓口・後方事務

高

代理権の範囲を都度確認。本人単独取引の可否判断が変わる

事務統括

高

規程・事務取扱要領・帳票の全面改訂。日常生活行為の基準策定

システム

高

後見登記の記録事項変更に伴う区分値・帳票の改修

相続事務センター

高

押印なき遺言の受理。電磁的記録の証明書の受付・検証

審査・与信

中

借財・保証は同意対象行為。相手方の審判の有無を確認

債権管理

中

98条の3の特別代理人を活用。予納金の予算措置

コンプライアンス

高

犯収法の代理人取引。包括的取消権廃止後の高齢顧客保護

信託・商品

中

後見制度支援信託・遺言信託の前提が変わる



POINT 改訂対象は規程・帳票・システム・研修の4点セット。所管をまたぐため、早期のプロジェクト化が要る。

■ PART 1

なぜ、26年ぶりに変わるのか

数字で見る現状

終われない制度

障害者権利条約12条

高齢化とデジタル化

制度は、ほとんど使われてこなかった

180,828人

後見

全体の約7割を占める

58,162人

保佐

—

18,078人

補助

全体の約7%にすぎない

約600万人

認知症高齢者

推計規模（参考）

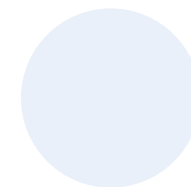
実務

判断能力が低下していても制度に乗っていない顧客が今後も大量に残る。制度に依らない預金者保護・水際対応の重要性はむしろ増す。



POINT 出典は最高裁「成年後見関係事件の概況（令和7年1月～12月）」。約25.7万人のうち約7割が後見類型だった。

4つの圧力が重なって、抜本改正に至った



01

使われていない

認知症高齢者600万人規模に対し利用は約25.7万人。うち約7割が後見類型に集中していた。

→ 補助への一元化

02

終われない

遺産分割や実家の売却という当初の目的を達しても、本人が亡くなるまで続く。

→ 必要がなくなれば取消し

03

条約12条との緊張

令和4年、国連障害者権利委員会が「意思決定を代行する制度の廃止」を勧告した。

→ 包括的代理権の廃止

04

高齢化とデジタル化

単身高齢者世帯の増加で遺言ニーズが多様化。手書き・押印の負担は重い。

→ 保管証書遺言の創設

実務

スポット利用が主流になる。相続預金の解約、売却代金の入金、制度終了という短期サイクルが常態化する。



POINT 「保護してあげる」制度から、「本人が決めるのを支える」制度へ。理念そのものの転換である。

■ PART 2

後見制度は、こう変わる

3類型が「補助」に一元化

3つの審判

特定補助人

任意後見の柔軟化

能力の程度で決まる時代から、必要性で設計する時代へ

BEFORE

能力の程度で類型が決まる

後見

欠く常況
包括代理

保佐

著しく不十分
幅広い同意

補助

不十分
個別に付与



AFTER

「補助」ひとつ。中身は審判で組み立てる

補助

事理弁識能力が不十分な者の「全て」が対象（民法7条）

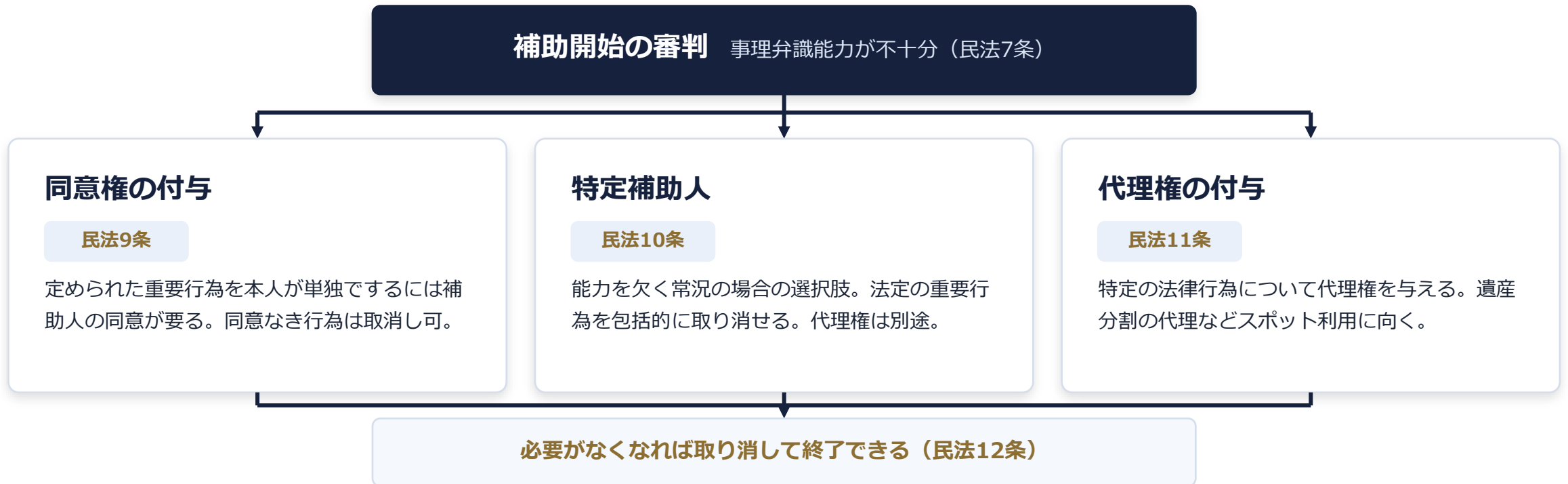
実務

帳票・システムの区分値から「後見」「保佐」が消える。旧制度の利用者は経過措置で残るため、新旧両方を保持する設計が要る。



POINT 「どの類型か」を決める発想が消える。決めるのは、本人にどの権限が必要かだけである。

補助開始の審判 + 3つのオプション。組み合わせて設計する



実務

窓口で確認すべきは「補助人か否か」ではなく、この3つのうちどれが、どの範囲で登記されているかである。

※ 補助開始の審判は、3つのうちいずれかと必ず同時にされる。単独では意味を持たない。

後見人の後継ではない。名前が似ているだけの別物である

項目	現行の成年後見人	特定補助人（民法10条）
代理権	包括的代理権が当然に発生	当然には発生しない。別途11条の審判が必要
取消権	日常生活行為以外の全ての行為	法定の重要な財産上の行為に限られる
その他	財産管理全般	意思表示の受領／財産の保存行為
鑑定	明らかに必要がないときは省略可	原則として必須。医師2人以上の意見が要る

実務

特定補助人が付いていても、預金の払戻しを代理できるとは限らない。代理権の有無は登記事項証明書で別途確認する。



POINT 民訴31条等の改正により、特定補助人は法定代理人として扱われる。代理権・委任の消滅事由もこれに置き換わる。

この11項目が、9条の同意権と10条の取消権の共通の土台になる



民法9条

補助人の同意を要する旨の審判

この11項目のうち家庭裁判所が定めた行為について、本人が単独ではできなくなる。同意なき行為は取消し可。

★ 預金又は貯金の預入れ又は払戻しの請求

2 元本の領収・利用

3 借財又は保証

★ 重要な役務の提供に関する契約の締結

5 不動産その他重要な財産の権利の得喪

6 訴訟行為

民法10条

特定補助人を付する旨の審判

この11項目の全部が、本人がしても取り消し得る行為になる。追加の審判でさらに拡張することもできる。

7 贈与・和解・仲裁合意

8 相続の承認・放棄／遺産の分割

9 遺贈の放棄・負担付遺贈の承認等

10 602条の期間を超える賃貸借

11 以上を制限行為能力者の法定代理人としてすること

対象外 日用品の購入その他日常生活に関する行為は除かれる

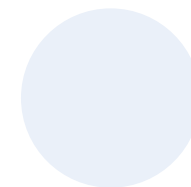
実務

★は現行13条1項（保佐人の同意を要する行為）からの新設・拡張である。①の明文化により、同意を要する旨の審判がある本人の単独払戻請求は取り消し得る行為となる。他方、日常生活に関する行為まで止める運用は過剰であり、金額・使途の社内基準が要る。



POINT この一覧は、同意権の対象を選ぶ「メニュー」であり、かつ特定補助人の取消権が及ぶ「範囲」でもある。

目的を果たしたら、終われる。これが最大の実務変化である



1

申立てによる取消し

必要がなくなると家庭裁判所が認めれば、請求により各審判を取り消せる（民法12条2項・4項・5項）。

2

職権による取消し

補助人は毎年1回、本人の状況を家庭裁判所に報告する。要件が失われていれば職権で取り消せる（876条の21）。

3

交代しやすくなる

解任事由に「本人の利益のため特に必要があるとき」が加わった。不正がなくても交代できる（876条の5）。

スポット利用が現実的になる 遺産分割の代理権だけを付与し、分割が終われば取り消す。実家の売却も同様である。

実務

口座の後見人届出は「いずれ解除されるもの」になる。解除フローの新設と、年1回の残高証明書発行の増加に備える。



POINT 解任事由の追加により補助人の交代が増える。届出変更事務の増加も見込んでおきたい。

補助人は誰が選び、何を義務づけられ、いつ報告するのか

この頁の主体 いずれも「補助人」（本人を支援する側）に関する規律である。本人の意思を出発点とする方向で見直された。

論点	現行	改正後	金融機関への影響
補助開始の審判の請求権者	本人・配偶者・四親等内の親族・検察官等	左記＋公正証書で本人が指定した者（7条・8条）	高齢顧客への事前の備えの提案材料
補助人の選任時の考慮	本人の意見は考慮要素の最後	本人の意見を冒頭に規定（876条の2）	—
補助人が守るべき義務	明文の規定なし	本人の意向把握義務・意向尊重義務を明文化（876条の11）	補助人からの照会・残高開示要請への対応を整理
補助人の報酬	本人及び補助人の資力のみ考慮	補助の事務の内容を考慮要素に明記（876条の19）	—
補助人の家裁への報告	明文の定期報告義務なし	毎年1回の定期報告義務（876条の21）	残高証明書の発行請求が定期的に増加
本人死亡後の補助人の権限	成年後見人のみに権限	火葬・埋葬契約の締結、相続財産の保存等（876条の26）	死亡後の未払費用の支払・引落しの取扱いを整理

!

POINT 解任事由の拡張（876条の5）と定期報告により、補助人の交代と家庭裁判所の関与が増える。届出変更事務と証明書発行が増加する。

家事事件手続法と後見登記法も、あわせて手当てされた

場面	改正後の規律
鑑定	特定補助人を付する処分の審判は原則として鑑定必須。医師2人以上の意見を聴いて明らかに必要がないと認めるときのみ省略できる（家事119条）
陳述の聴取	補助に関する各審判で本人の陳述聴取が原則必要。精神上の理由により聴くことができないときは例外となる（家事120条等）
意見照会	市町村長その他適当な者に対し、本人の心身の状態、生活の状況その他必要な事項の意見を求めることができる（家事120条3項）
保全処分等	補助の事務の監督の審判事件を本案とする職務執行停止・職務代行者の選任。即時抗告権者も整備される
特別代理人の手続	意思表示の受領の特別代理人の選任は表意者の請求により行う（家事149条の2）。申立てには予納金を要する
特定補助人の事務	財産の調査及び目録の作成（1か月以内・伸長可）。郵便物等の配達の囑託（6か月以内）も可能
登記手数料	家裁から登記所への納付の規律を見直し、申立人が申立て時に相当額を家裁に納付する（後見登記法11条）

実務 郵便物等の配達の囑託がある場合、金融機関からの通知は特定補助人に配達される。宛先管理と到達の確認方法を整理しておく。

監督人のいない任意後見と、補助との併存が生まれる

観点	現行	改正後	金融機関への影響
効力発生	任意後見監督人の選任時	任意後見開始の審判時（2条1号）	効力発生を確認する資料が変わる
監督人	必ず選任される	明らかに不要なら選任しないことができる（7条）	監督人不在の任意後見人が登場する
法定後見との関係	補助等の開始で契約は終了	併存が可能（旧4条1項2号等を削除）	補助人と任意後見人が同時に存在する
一部解除	規定なし	権限重複の調整のため新設（9条）	代理権の範囲が事後的に縮小し得る
申立権者	本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者	左記＋補助人・補助監督人＋公正証書で本人が指定した者（5条）	—
予備的受任者	仕組みなし	不開始の合意により第2順位の受任者を設定可（4条。合意は公正証書）	登記上の受任者が複数存在し得る
契約の方式	公正証書	法務省令で定める様式の公正証書。変更も同様（3条）	—



POINT 監督人不在の任意後見人が登場する。高額の払戻しや投資性商品の解約は高位者承認を要する取扱いを検討したい。

■ PART 3

窓口と事務は、こう変わる

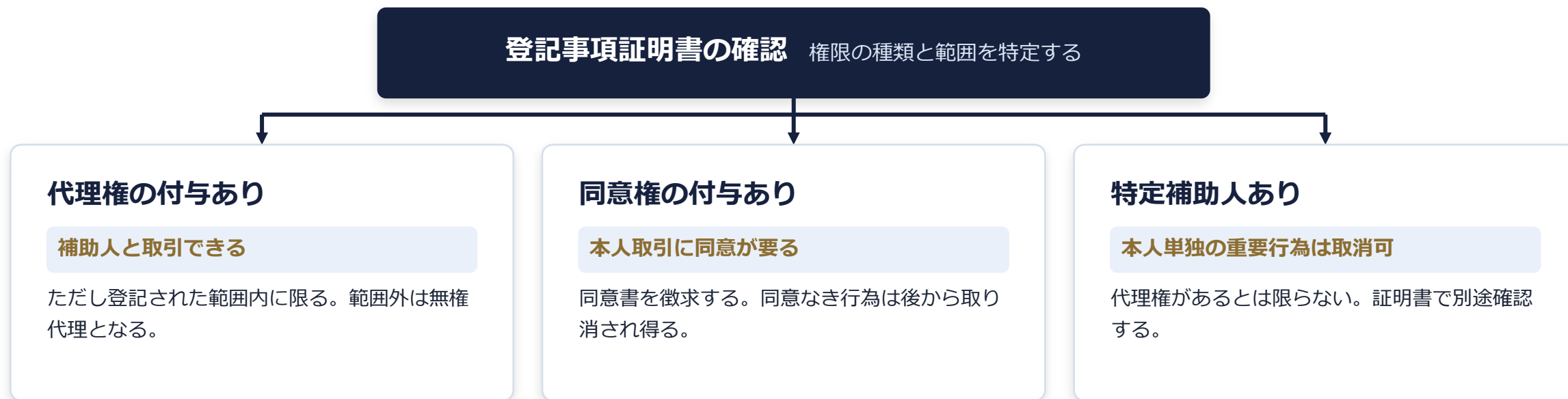
登記事項証明書の読み方

代理人届の失効管理

与信・犯収法の本人確認

高齢顧客保護

肩書では判断できない。見るのは審判の種類と範囲である



実務

証明書の「代理権の範囲」欄を都度確認し、その写しを取引記録として残す。登記事項証明書 + 届出印で足りるという取扱いは通用しない。



POINT 日用品の購入その他日常生活に関する行為は、いずれの類型でも制限の対象外である。

記載事項が総取替えになる。帳票もシステムも読み替える

記録される事項	現行	改正後
種別	後見・保佐・補助の別	補助のみ（後見・保佐はなくなる）
本人	成年被後見人・被保佐人・被補助人	補助開始の審判を受けた者
支援者	成年後見人・保佐人・補助人	補助人（特定補助人であるかが記録される）
監督人	成年後見監督人・保佐監督人等	補助監督人
権限の範囲	補助・保佐のみ代理権の範囲を記録	代理権の範囲・同意を要する行為を必ず確認

整備法（令和8年法律第46号）による後見登記等に関する法律の改正。関係法律の「成年被後見人」を対象とする規定も削除又は置換えとなる。

実務 システムの区分値・帳票・照会画面の改修は基幹系に及ぶ。令和9年度の開発計画に織り込まなければ第2段階に間に合わない。

この4つは、施行後は誤りになる



「補助人だから代理できる」

代理権付与の審判がなければ、補助人は預金の払戻しを代理できない。



「補助開始＝代理人届は失効」

失効事由は「特定補助人を付する旨の審判」だけ。補助開始では消えない。



「押印のない遺言は無効」

押印は任意化される。押印がないことを理由に受理を拒めない。



「日常の出金も一律に停止」

日常生活に関する行為は制限の対象外。過剰な制限は自己決定の侵害となる。

実務

旧制度の成年後見人と新制度の補助人は経過措置により長く併存する。証明書の様式も新旧で異なるため、研修は両方を扱う。



POINT 誤解のいずれも、過剰な制限か、権限の過大評価かのどちらかである。基準は登記された内容だけである。

「補助開始」を失効事由にすると、過剰に代理権を否定してしまう

現行

後見開始の審判を受けたこと

代理権の消滅事由（民法111条1項2号）／委任の終了事由（653条3号）。
後見開始で自動的に失効した。

改正後

特定補助人を付する旨の審判のみ

補助開始の審判や同意権付与の審判を受けただけでは、代理権は消滅しない。
失効事由は特定補助人の審判に限られる。

任意代理人の届出

預金取引の代理人届出者

法人の代表者・使用人

登記された代表権・代理権

保証人・連帯保証人

保証意思の確認と代理権

実務

失効管理基準を「後見開始」から「特定補助人を付する旨の審判」へ置き換える。基幹系のフラグ設計に直結する改修である。

金融機関の側から申し立てられる制度ができた（民法98条の3）

1

誰が申し立てるか

表意者、つまり通知をしたい金融機関の側である。従来は後見開始を申し立てる術がなかった。

2

何ができるか

本人に代わって意思表示を受領する。必要なら補助開始・代理権付与の審判を請求し、補助人へ引き継ぐ。

3

どんな場面で使うか

期限の利益喪失通知、相殺の意思表示、当座勘定・貸金庫契約の解約、債務名義取得の前提となる通知。

あわせて意思表示の受領能力（民法98条の2）も改正。特定補助人を付する旨の審判を受けた者への意思表示は、法定代理人が知るまで対抗できない。

実務

予納金が必要となる。債権管理部門で予算措置と申立ての要否基準をあらかじめ定めておきたい。



借財も保証も担保設定も、同意を要する行為に並んでいる

3号 借財又は保証 同意なくされた借入れ・保証は取り消し得る。融資実行前の確認が要る。	5号 不動産等の権利の得喪 担保設定も含む。抵当権設定契約の効力に直結する。	4号 重要な役務の提供契約 対象が拡張された。貸金庫・投資顧問等の付随契約も入り得る。	11号 法定代理人としての行為 補助人が本人を代理してする借財・保証も同じ枠に入る。
--	---	--	---

催告権も使える 補助人の追認を得るべき旨を1か月以上の期間を定めて催告し、期間内に通知が発せられなければ取り消したものとみなされる（民法20条4項）。取消権者の規律は従来どおり維持される（120条1項）。

実務 高齢の個人保証人・経営者保証で問題になりやすい。審査時に登記事項証明書を徴求する基準を定め、同意書は事前に取得する。

「補助人が来店した」だけでは、犯収法の確認に進めない

順序	確認事項	根拠	資料	本改正による変化
① 代理権の存否・範囲	当該取引が登記された代理権の範囲に含まれるか	民法11条ほか	登記事項証明書	個別付与となるため必ず範囲を確認。範囲外は無権代理
② 顧客等の本人特定事項	本人の氏名・住居・生年月日	犯収法4条1項	本人確認書類	枠組みは不変。IC読取り原則化と時期が重なる
③ 代表者等の本人特定事項	補助人・特定補助人・任意後見人	犯収法4条4項	本人確認書類	枠組みは不変
④ 任に当たる事由	代理権限の存在を裏付ける事由	施行規則12条	登記事項証明書等	記載事項が総取替え。受入基準・様式チェックを改訂
⑤ 取引を行う目的等	取引の目的、職業又は事業の内容等	犯収法4条1項	申告等	本人と代表者等で確認事項を切り分ける



POINT 私法上の代理権の確認が犯収法の確認に前置される。受付チェックリストの最初の項目に据えるべきである。

改訂を要するのは、この6項目である

受付チェックリスト

法4条4項・規則12条

登記された代理権の範囲に当該取引が含まれるかの確認欄を追加する。

本人確認書類の受入基準

法4条1項

登記事項証明書の新様式に対応させる。令和9年4月のIC読取り原則化とあわせて改訂する。

確認記録の記録項目

法6条

書類の名称・記載内容の区分値を追加する。保存7年のため旧様式との併存を前提とする。

継続的顧客管理措置

法11条

補助人の交代及び制度の終了を顧客情報の変更事由として明記する。

疑わしい取引の検知

法8条

法定代理人が不在の高齢名義人口座における第三者による払戻しを着眼点に加える。

研修・eラーニング

法11条

旧制度の成年後見人と新制度の補助人が併存することを前提に教材を改訂する。

確認記録の区分値は上書きせず追加で管理する。保存期間7年と経過措置により、旧様式と新様式の登記事項証明書が長期間併存する。

二つの改正は、代理人取引でぶつかる

令和9年4月1日

犯収法施行規則の改正

対面での本人特定事項の確認は、原則としてICチップに記録された情報の読取りによる。

令和10年12月まで

民法改正（第2段階）

代理権は審判ごとに個別付与となり、登記事項証明書の記載事項も総取替えとなる。

代理人取引は本人と代表者等の双方を確認するため、影響が最も重なる

二度に分けて改訂しない

一度の設計変更で吸収する

令和9年度の開発計画に織り込む



POINT 取引時確認マニュアル・研修資料の改訂は、第2段階（令和10年12月）までに一度で完了させる。

包括的取消権が消える。守り方を前倒しするしかない

何が失われるか

後見人の包括的取消権

- ・ 不適切な勧誘・契約を事後に巻き戻す手段が縮減する
- ・ 特殊詐欺・還付金詐欺の被害回復にも影響が及ぶ
- ・ 国会附帯決議は法制上の措置を含めた検討を求めている

どう備えるか

入口で止める体制へ

- ・ 高齢顧客への勧誘に係る適合性原則の運用強化
- ・ 限度額設定・ATM出金制限・声かけの実効性確保
- ・ 取引モニタリングと高位者承認の基準見直し

参議院法務委員会附帯決議は、判断力の不足等を不当に利用した勧誘・契約への対応につき、法制上の措置も含めた検討を進めるよう求めている。

実務

施行までに消費者契約法等の改正が議論される可能性がある。事後救済に依存しない設計へ、いま舵を切る。

■ PART 4

遺言と相続は、こう変わる

保管証書遺言の創設

相続預金の払戻し

特別の方式と押印

信託業務への影響

パソコンで作り、法務局が預かる。新しい第4の方式

	自筆証書	保管証書（新設）	公正証書	秘密証書
作成	全文を自書	パソコン等で作成可	公証人が筆記	自書は不要
押印	任意化	署名又は電子署名	廃止済	任意化
本人確認	なし	遺言書保管官が実施	公証人	公証人
手続	—	オンライン・ウェブ会議可	公証役場	公証役場
検認	必要	不要	不要	必要

効力要件は3つ ①証書に署名又はこれに代わる措置を講ずること ②遺言書保管官の前で全文を口述すること ③遺言書保管法により保管されること（民法968条の2・968条の3）

実務 低廉かつ簡便な方式の登場で、公正証書遺言を前提とした遺言信託商品は価格・付加価値の両面で再検討を迫られる。

保管証書遺言では、検認が要らず証明書がデータで出てくる

この頁の対象 ①～⑤は新設の保管証書遺言の手続である。もっとも、法務局の手続をオンライン化する改正は従来の自筆証書遺言書保管制度にも及ぶため、データでのやり取りは新方式だけの話ではない。

段階	内容（いずれも保管証書遺言）	金融機関の関与
① 通知	遺言者が生前に指定した者に対し、死亡後に遺言書保管官が通知する	通知を受けた者からの照会に対応する
② 保管の有無	何人も、自己を相続人等とする保管証書遺言書の保管の有無の証明を請求できる	遺言の存否確認の資料として活用する
③ 情報証明書	書面の交付又は電磁的記録の提供を請求できる（オンライン請求可）	払戻しの根拠資料として受領・検証する
④ 他相続人へ通知	③がされたときは、保管官が他の相続人等に通知する	払戻し停止要請が早期化する
⑤ 検認	不要（民法1004条1項の適用除外）	検認済証明書の徴求が不要になる

方式ごとの検認の要否 保管証書＝不要（新設）／自筆証書（保管制度を利用）＝不要／自筆証書（自己保管）＝必要／公正証書＝不要／秘密証書＝必要／特別の方式の録音・録画＝必要（新たに対象）



POINT 電子署名の検証手段は、保管証書遺言のためだけに用意するものではない。従来の自筆証書遺言書保管制度を利用していた顧客の相続でも同じ形式の証明書が出る。

録音・録画が遺言になる。大規模災害の場面も取り込まれた

方式	現行	改正後
普通の方式の列举	自筆証書・公正証書・秘密証書	保管証書を追加（967条）
死亡危急時遺言 （976条の2）	証人3人以上の立会い	証人1人以上でよい。証人が書面又は電磁的記録に記載・記録し、その状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録する。立会いはウェブ会議も可
船舶遭難者遺言・場面 （979条1項）	船舶が遭難した場合のみ	天災その他避けることのできない事変から生じた重大かつ急迫の危難を避けることが困難な場所も追加（大規模地震等）
船舶遭難者遺言・方式 （979条の2）	証人2人以上の立会い+口頭	①証人1人以上+録音・録画、②録音・録画を電子計算機で特定の者に送信（証人の立会いを要しない）
関連整備	—	相続人の欠格事由に録音・録画記録の不正作出等を追加（891条5号）。検認の対象に当該記録を追加（1004条）。過料（1005条）・撤回擬制（1024条）も整備
押印	遺言者・証人・立会人に必要	廃止（976条1項・979条3項・980条ほか。領事方式の984条後段も削除）

実務

録音・録画データが遺言となる。相続手続では家庭裁判所の検認調書をどう確認するかを事務取扱要領に明記しておく。

いちばん早く来るのは押印。いちばん見落とされるのは証人

公布から1年

押印は要らなくなる

- ・ 自筆証書遺言の本文・財産目録・加除変更
- ・ 秘密証書遺言の遺言者及び証人
- ・ 特別の方式の遺言（死亡危急時・船舶遭難者ほか）

自書要件は維持。押印だけが任意化される。

直ちに要見直し

受遺者の従業員は証人になれない

証人・立会人の欠格事由に受遺者の被用者が加わった。受遺者が法人の場合はその被用者及び役員も欠格となる（民法974条3号）。

寄附型の遺贈で自行の役職員を証人に立てる運用は無効原因になる。

実務

遺言の方式は作成時点の法で判断される。施行日をまたぐ期間は新旧双方の基準で形式審査をする判定ロジックが要る。

!

POINT 押印任意化は公布から1年以内。相続事務取扱要領の改訂は、最も早く着手すべき項目である。

前提が変わる商品と、生まれる商品がある

1

後見制度支援信託・支援預貯金

主として後見類型を前提とした商品であり、後見の廃止で制度設計の前提が失われる。既契約の取扱いと新規の設計方針を要検討。

2

遺言信託

保管証書遺言の登場で作成部分の優位が薄れる。「作成は保管証書、執行は当行」という商品設計が現実的な選択肢になる。

3

福祉型信託・終身サポート

附帯決議は福祉型信託の環境整備と、高齢者等終身サポート事業の預託金の分別管理受託の検討を求めている。商品開発の機会となる。

後見制度支援信託等は家庭裁判所の指示書に基づく運用を前提としている。制度終了が可能になることで、解約・払戻しの局面も増える。

実務

商品所管部門は、施行を待たずに既契約の取扱い方針と新商品の方向性を整理しておきたい。

■ PART 5

いつまでに、何をするか

施行は3段階

経過措置と併存管理

国会附帯決議

チェックリストとQ&A

早いのは遺言、重いのは成年後見。準備の順番が決まっている

第1段階

公布から1年以内（～令和9年6月23日）

遺言の押印任意化、特別の方式の遺言の新方式

準備：相続事務取扱要領の改訂／証人手配の見直し

第2段階

公布から2年6月以内（～令和10年12月23日）

成年後見制度の見直し全般（補助への一元化ほか）

準備：窓口規程・システム区分値・代理人届管理の改訂

第3段階

公布から3年以内（～令和11年6月23日）

保管証書遺言の創設、遺言書保管手続のデジタル化

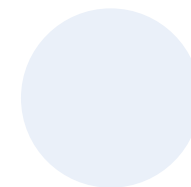
準備：電磁的記録による証明書の受付・検証体制の構築

※ いずれも上限であり、具体的な施行期日は今後の政令で定められる。

実務

第2段階から逆算すると、システム要件定義の着手は令和9年前半が限界である。開発計画への織り込みが最優先となる。

施行日が来ても、自動的には何も変わらない



1

継続する

現行法の内容のまま利用を続けられる。ただし解任事由と意向把握・尊重義務だけは改正法が適用される（附則2条・3条）。

2

新制度へ移行する

改正後の補助に係る申立てをする。現に利用中の後見開始・保佐開始の審判は取り消される（附則2条・3条）。

3

終了する

後見開始・保佐開始の審判の取消しを申し立てる。目的を果たしていれば、そこで終われる（附則2条・3条）。

補助を利用中なら改正後の内容で継続できる（附則4条）。任意後見契約は施行日前の締結でも改正後の法が適用されるが、旧法下で生じた効力は維持される（附則6条）。政府は施行後3年を経過した場合に施行状況を検討する（附則10条）。

実務

旧後見人（包括代理あり）と新補助人（個別の代理権のみ）を窓口で見分けられることが前提になる。移行期の届出解除・変更事務も集中する。

施行後の運用を左右する論点は、ここに書かれている

分野	内容	金融機関の関心
特定補助人の抑制	障害者権利条約12条の趣旨を踏まえ、真に必要な場合に限り利用され権利を不当に制約しないよう不断に検証する	代理権付与型が主流となる前提で設計する
要件の明確化	本人が事前に選任を望まない意向を示していた場合等はその意向を考慮するなど、判断基準を明確化する	—
消費者被害への懸念	包括的取消権の廃止に伴う被害拡大を防止するため、法制上の措置も含めた検討を進める	適合性原則の運用が最重要論点となる
福祉型信託	高齢者・障害者等を支援する福祉型信託が有効な手段であることに鑑み、環境整備を検討する	信託兼営金融機関の商品開発機会
終身サポート事業	預託金等の管理業務の信頼性確保の観点から、信託会社・信託銀行等との連携の在り方を検討する	預託金の分別管理受託
市民後見人の育成	市民後見人の確保・育成、申立費用及び報酬に対する助成の充実	地域の中核機関との連携（地域貢献）
法務局体制・情報保全	法務局の人的・物的体制を充実させ、電子データの保管に係る情報セキュリティ対策を着実に行う	電磁的記録の信頼性確保
3年後検討	附則10条の検討が実証的となるよう、速やかに利用者及び親族から意見を聴取する	業界としての意見発信の機会

衆議院法務委員会（令和8年5月22日・22項目）／参議院法務委員会（同年6月16日・20項目）

いつまでに、どこが、何をするか

時期	対応事項	主管
直ちに	受遺者となる法人の役職員を証人とする実務の停止。対応プロジェクトの立上げ	信託・法務
～令和9年6月	相続事務取扱要領の改訂（押印なき遺言の受理、作成時点基準の判定）	相続事務センター
～令和10年12月	窓口規程・事務取扱要領・帳票の全面改訂。日常生活行為の社内基準策定	事務統括
～令和10年12月	代理人届の失効管理基準の変更。後見登記の記録事項に伴う基幹系改修	システム
～令和10年12月	犯収法の代理人取引に係るマニュアル・研修の改訂	コンプライアンス
～令和10年12月	与信・保証審査における登記事項証明書の徴求基準。98条の3の運用整備	審査・債権管理
～令和11年6月	電磁的記録による遺言書情報証明書の受付・電子署名検証体制の構築	相続・システム
継続	高齢顧客への適合性原則の運用強化。政省令のパブリックコメント動向の把握	コンプラ・法務

実務

改訂対象は規程・帳票・システム・研修の4点。所管をまたぐため、事務統括を軸としたプロジェクト体制が現実的である。

現場から必ず出る4つの質問



Q

補助人と名乗る方が払戻しに来た

A

登記事項証明書で代理権の範囲を確認する。払戻しに係る代理権の記載がなければ、代理して払い戻すことはできない。

Q

本人が単独で200万円を下ろしたい

A

同意を要する旨の審判があれば補助人の同意書を徴求する。審判がなければ、本人単独の取引に応じてよい。

Q

本人が生活費3万円を下ろしたい

A

日用品の購入その他日常生活に関する行為は制限の対象外である。一律に拒絶する運用は避ける。

Q

押印のない自筆証書遺言が出てきた

A

作成日が施行日以後であれば押印は不要で有効である。施行日前であれば従前どおり押印を要する。

!

POINT 回答の軸は一つ。登記された審判の種類と範囲を見る。それ以外の情報で判断しない。

持ち帰っていただきたい5つ

1

肩書ではなく審判で判断する

「補助人だから代理できる」は成り立たない。証明書の代理権の範囲を都度確認し、写しを記録に残す。

2

失効事由は特定補助人だけ

代理人届の管理基準を「後見開始」から「特定補助人を付する旨の審判」に置き換える。

3

制度は終わる。解除フローが要る

スポット利用が主流になる。後見人届出の解除を前提とした事務に組み替える。

4

事後救済に頼らない体制へ

包括的取消権が消える。適合性原則の運用とモニタリングを入口側で強化する。

5

最優先はシステム改修

後見登記の記録事項変更は基幹系に及ぶ。令和9年度の開発計画に織り込む。

!

POINT ご不明な点は 弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊雅之 TEL 03-5288-1021 m-watanabe@miyake.gr.jp